

秘

来る五月三日を休暇日とする件（昭和二三、四二一）

- 一、来る五月三日（日本國憲法施行記念日）を各官廳休暇日とする。但し本廳長官は、緊要な事務処理に支障のないようにするため、その所属職員をして適宜執務させることが出来ることとする。
- 二、右は総理廳令をもつて公布すること。
- 三、右の方針により關係方面の了解を得ること。

裏面白紙

閣令第十五号

昭和二十二年五月三日（日本國憲法施行の日）を休暇日とするの件
を、次のように定める。

昭和二十二年四月二十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

昭和二十二年五月三日（日本國憲法施行の日）を各官廳休暇日とする。但し、本属長官は、緊要な事務処理に支障のないようにするため、その所属職員をして適宜執務させることができる。